



STEP01 利用申請・決定



必要な書類①②をご提出ください。
申請内容の審査完了後、市から利用決定通知を郵送します。

提出書類 ①意見書(様式1号) ②利用申請書(様式2号)

※①意見書(様式1号)の作成料は補助対象です。領収書は保管してください。

STEP02 サービス利用・支払い ※必ずサービス利用前に事前申請(STEP01)が必要です!



- サービス提供事業者とご自身で契約し、サービスを利用する。
- サービス提供事業者から請求された金額を一旦支払う。
その際の領収書と明細書(サービス内容、利用回数、金額等の記載があるもの)を必ず受け取る。

STEP03 サービス利用料の請求



下記の必要な①②③書類をご提出ください。

提出書類

- ①交付申請兼請求書(様式7号) ※ひと月ごとに1枚
- ②サービス提供事業者が発行した領収書と明細書(原本)
意見書作成料の領収書(原本) ※意見書作成料の請求時のみ(1回限り)
- ③振込先が確認できるもの(通帳またはキャッシュカードの写し)※初回のみ

■請求期限内であれば、複数月をまとめて提出可能。

■市への請求期限:サービス等を利用した月の月末から1年以内

STEP04 補助金の交付



請求内容を審査完了後、市から補助金交付決定通知が郵送され、指定した口座に入金します。(請求から補助金の交付まで2か月程かかります。)

FAQ/よくある質問

Q サービスの提供事業に指定はありますか?

A 指定はありません。

Q 代理申請はできますか?

A 同居の家族等の申請が可能です。
利用申請の際に受任者を設定してください。

Q 利用申請書は利用月ごとに提出しなければなりませんか?

A 利用申請書は初回だけです。利用月ごとの提出は不要です。

Q サービス利用料の請求は毎月しなければなりませんか?

A 請求期限内であれば、複数月をまとめて請求することができます。交付申請兼請求書はひと月ごとの作成となります。

申請方法

窓口 必要書類を揃え、お越しください。

場所:朝霞市健康づくり課(保健センター2階)
住所:朝霞市本町1-7-3
時間:8:30-17:15 平日のみ

郵便 必要書類を揃え、ご郵送ください。

住所:〒351-0011 朝霞市本町1-7-3
宛先:「朝霞市保健センター 健康推進係 宛て」